

日教庶第279号  
令和6年(2024年)7月11日

教育委員 各位

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

### 令和6年度第4回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第5号により、下記のとおり令和6年度第4回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

#### 開催日時

令和6年(2024年)7月17日(水) 午後2時

#### 開催場所

教育委員会室(506会議室)

#### 案件

##### 議案

- 第21号 日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の提出について
- 第22号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について
- 第23号 日野市学校教職員テレワーク実施要綱の制定について

##### 請願

- 第6-5号 2025年度使用開始の中学校教科書の『採択 教科委員会・調査研究報告書』『採択 審議会・答申書』作成の際、公民分野の一部の社が防衛省の広報誌化し”軍拡肯定”の記述をしている事実を正確に明記頂き、対案も載せて頂きたい等の請願

##### 報告事項

- 第9号 令和6年第2回日野市議会定例会の報告
- 第10号 要綱の制定及び改廃の報告(令和6年4月～令和6年6月)
- 第11号 行政情報の公開請求



議案第21号

日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の提出について

上記議案を提出する。

令和6年7月17日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

市立幼稚園閉園計画に基づき、第四幼稚園を閉園するため、日野市立学校設置条例の一部を改正するものです。

議案第 号

日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日野市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月2日 提出

日野市長 大坪冬彦

日野市立学校設置条例の一部を改正する条例

日野市立学校設置条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第3日野市立第四幼稚園の項を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

《 新 旧 対 照 表 》

新

別表第 1、別表第 2 略

別表第 3（第 2 条関係）

幼稚園

幼稚園の名称	設置場所
日野市立第二幼稚園	日野市平山四丁目 5 番地の 4
日野市立第七幼稚園	日野市旭が丘二丁目 42 番地

\_\_\_\_\_は、改正部分を示す。

旧

別表第 1、別表第 2 略

別表第 3 (第 2 条関係)

幼稚園

幼稚園の名称	設置場所
日野市立第二幼稚園	日野市平山四丁目 5 番地の 4
日野市立第四幼稚園	日野市石田431番地の 6
日野市立第七幼稚園	日野市旭が丘二丁目42番地



議案第22号

教育委員会職員の分限休職の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年7月17日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職の発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により分限休職の発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開

議案第23号

日野市学校教職員テレワーク実施要綱の制定について

上記議案を提出する。

令和6年7月17日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

学校教職員のテレワークを導入していくにあたり、日野市学校教職員テレワーク実施要綱を制定するものです。

# 日野市学校教職員テレワーク実施要綱

令和6年7月18日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、学校教職員がICTを活用した自宅や出張先等、勤務校以外における勤務（以下「テレワーク」という。）を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象職員)

第2条 市立小学校及び中学校（日野市立学校設置条例（昭和39年日野市条例第20号）別表第1から第3に規定する学校をいう。）に勤務する全教職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3に該当する臨時的任用職員を含む）を対象とする。ただし、上記以外の地方公務員法第22条の2に該当する会計年度任用職員は除く。

## (承認権者)

第3条 テレワークの承認は、テレワークの実施を希望する教職員（以下「希望教職員」という。）の校長が行う。

## (要件)

第4条 テレワークは、次に掲げる要件を全て満たす場合にのみ承認を行うことができる。

- (1) 希望教職員が、円滑にテレワークを実施することができると認められること。
- (2) テレワークを行うことにより、公務の適正な運営に支障が生じないこと。

2 テレワークを承認するに当たっては、次の教職員（以下「優先対象教職員」という。）を優先するものとする。

- (1) 12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナー」という。）の子を含む。）を養育する職員

(2) 配偶者若しくはパートナー若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属するもので疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員

(3) 妊娠中の教職員

(4) 負傷、疾病、障害のため通勤することが大きな負担となっていると校長が認める職員

（実施単位）

第5条 テレワーク実施にあたっては、日を単位として承認する。

ただし、やむを得ない場合は、時間を単位とした実施も可とする。

（勤務場所）

第6条 勤務場所は、次の各号のいずれかに該当する場所とする。

(1) 実施教職員の自宅

(2) 出張先

(3) 予め校長の承認を得て、実施教職員が介護を行う要介護者の自宅

(4) その他勤務場所として予め校長の承認を得た場所

（服務等）

第7条 実施教職員のサービスの取扱いは、前条各号の勤務場所への出張とする。

2 テレワークに係る旅費の取扱いは、教育関係職員の旅費支給規程（昭和48年教育委員会訓令第18号）第11条の2第1項第6号の出張に該当する。

3 実施教職員の勤務時間は、校長に振り分けられた正規の勤務時間（以下「勤務時間」という。）とする。

4 実施職員は、勤務時間内は、職務に専念しなければならない。

5 実施職員が勤務時間中に育児又は介護を含む私用のため職務を離れる場合は、休暇を取得するものとする。

（テレワークの実施手続）

第8条 希望教職員は、テレワークを実施しようとする日の前日までに、「テレワーク申請書、承認（不承認）通知書及び報告書」（別記様式）により、テレワークの実施時に行う業務の内容を校長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請を受けた場合は、校長は、第4条に定める要件に照らし、テレワークの適否を判断する。

- 3 旅行命令権者は、テレワーク実施前までに日野市教職員出退勤管理システム等により、実施教職員の申請に基づき、旅行命令手続を行う。
- 4 実施教職員は、テレワーク開始時に、以下の事項を在席確認者へ報告することとする。
  - (1) 業務を開始する旨
  - (2) 実施予定の業務内容
- 5 実施教職員（管理職員は除く。）は、テレワーク時に休憩時間を開始する際は、業務の進捗状況の報告を校長又は在席確認者に行う。  
また、「テレワーク申請書、承認（不承認）通知書及び報告書」（別記様式）により報告書を校長に提出すること。
- 6 校長又は在席確認者は、必要がある都度、電子メール又は電話により、実施教職員に対し、業務の遂行状況を確認することができる。
- 7 実施教職員は、テレワーク終了時に、以下の事項を在席確認者に報告するとともに、必要に応じ、当該勤務の事実を証する資料等を提出する。
  - (1) 業務を終了する旨
  - (2) 実施した業務内容
- 8 在席確認者は、テレワークの実施状況を確認するため、実施教職員に当該勤務の事実を証する資料等の提出を求めることができる。
- 9 第1項、第2項、第4項、第5項、第7項及び前項に掲げる申請、承認及び報告に係る手続は、原則として電子メールで送信する方法により行うこととする。

（環境整備）

第9条 テレワークは、教職員用端末もしくは学習指導用端末（以下「教職員用端末等」という。）を利用して行うものとする。ただし、校長が認めるときは、教職員用端末等を利用しないことも可能とする。

- 2 実施教職員は、テレワークを開始するまでに、テレワークの実施場所において教職員端末等が利用できる状態にあることを確認しなければならない。
- 3 実施教職員は、テレワークの実施場所において、教職員用端末等を設置した場所及びその周辺から私物を撤去する等、職務に専念できる環境を自ら整えなければならない。
- 4 テレワークの実施場所の安全衛生管理については、実施教職員が自己の責任をもって当たることとする。

（情報セキュリティ対策等）

第10条 実施教職員は、業務の内容が他者の目に触れないようにしなければならない。

2 実施教職員は、テレワークのため、個人情報等が含まれる公務上の電磁的記録媒体（USBメモリ、CD-ROM等）又は紙文書を職場から持ち出してはならない。ただし、事前に校長の許可を得た場合は、この限りでない。

3 実施教職員は、テレワークの実施に当たり、日野市学校情報セキュリティポリシー及び各所属校の学校情報セキュリティ対策実施手順等、その他別に定める情報セキュリティに関する規定を遵守しなければならない。

（経費の負担）

第11条 テレワーク時において次に掲げる費用は、原則として実施教職員の負担とする。

- (1) 自宅等の光熱水費
- (2) 実施場所の環境整備に要する費用
- (3) インターネット回線を整備する費用及びその通信料
- (4) テレワーク時の通信に教職員個人の電話を利用した場合は、その利用料金
- (5) その他、日野市教育委員会が負担することが適当でない費用

（調査）

第12条 日野市教育委員会教育部長は、テレワークの実施に当たり職員の勤務状況を確認するために必要と認めるときは、テレワークを実施した校長及び実施教職員並びに教育指導課長に対し、必要な情報の提供を求め、又は調査をすることができる。

2 教育指導課長は、テレワークの実施に当たり日野市学校情報セキュリティの順守状況を確認するために必要と認めるときは、テレワークを実施した校長及び実施教職員に対し、必要な情報の提供を求め、又は調査をすることができる。

3 教育指導課長、校長及び実施教職員は、前2項の求めに対して情報を提供し、調査に対して誠実に協力しなければならない。

（その他）

第13条 実施教職員は、日野市教育委員会が行うアンケート、ヒアリング等に協力するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、日野市教育委員会教育部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月18日から施行する。

日野市学校教職員テレワーク実施要綱の制定について

1. 概要

教職員の柔軟で多様な働き方を一層推進するため、「日野市学校教職員テレワーク実施要綱」を制定し、日野市立の教職員が各小・中学校の勤務校以外において、出張時利用・在宅勤務（以下「テレワーク」という。）で勤務ができるように要綱を制定する。

2. 背景

国や都では、新しい仕事の仕方・働き方改革の報告書（令和 2 年 7 月文部科学省）、及び GIGA スクール構想の下での校務 DX について（令和 5 年 3 月 8 日文部科学省）において、若い世代の働き手を確保・維持するため、子育て・介護をはじめとするライフスタイルに応じたテレワークなどの柔軟な働き方が求められており、東京都教育委員会でも教員が働きやすい職場づくりの一つの選択肢としてテレワーク等が推進されている。

テレワークのメリットには、柔軟な働き方の実現、移動時間の削減による学校教職員のワークライフバランスの充実等があげられる。

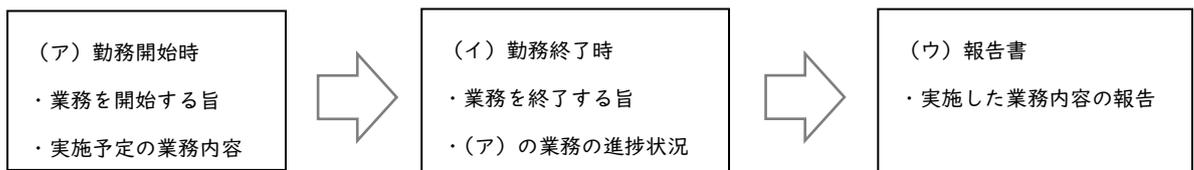
以上のことから、第 4 次日野市学校教育基本構想の 3. 教育 DX プロジェクト、また日野市学校教職員の働き方改革プラン、(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進、並びに (5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた意識改革と取り組みに基づきながら、日野市学校教職員テレワークの導入を進めていくものである。

3. 導入に向けての対策

1) 制度面について

①日野市学校教職員テレワーク実施要綱を制定する。

【日野市学校教職員テレワーク実施要綱第 8 条における、実施日の報告連絡イメージ】



②日野市学校教職員テレワーク実施要領を策定する。

ア) 日野市学校教職員テレワーク実施要綱第 8 条（実施手続き）において、詳細に定めるべき事項がある場合、日野市学校教職員テレワーク実施要領を定め追記し、制度面を補完する。

イ) テレワーク実施時には、別途様式を用い、事前申請・報告書等として記録する。また出退勤管理システムも利用し、サービスの状況を管理する。

2) 技術面について

①文部科学省が教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、「アクセス制御による対策」に準拠

②教職員が利用しやすい日野市学校教職員テレワークに関する利用案内の周知

③日野市学校情報セキュリティポリシー対策基準の改訂の実施



## 請願審査

請願番号	請願第6-5号
受付年月日	令和6年6月30日
件名	2025年度使用開始の中学校教科書の『採択 教科委員会・調査研究報告書』『採択 審議会・答申書』作成の際、公民分野の一部の社が“防衛省の広報誌化し” “軍拡肯定” の記述をしている事実を正確に明記頂き、対案も載せて頂きたい等の請願
請願者住所氏名	

2025年度使用開始の中学校教科書の『採択 教科委員会・調査研究報告書』『採択 審議会・答申書』作成の際、公民分野の一部の社が防衛省の広報誌化し“軍拡肯定”の記述をしている事実を正確に明記頂き、対案も載せて頂きたい等の請願



口頭意見陳述をします。

1 請願の背景と、請願を執行頂きたいお願い等

文部科学省が3月22日に公表した、2025年度使用開始の中学校教科書の検定結果で社会科公民分野教科書は、東京書籍(東書)・教育出版(教出)・帝国書院・日本文教出版と、改憲政治団体のメンバーら執筆の育鵬社・自由社の計6社が合格した。

公民教科書で懸念するのは、4月の66歳・岸田文雄氏と81歳・ジョーバイデン氏(最近、物忘れや事実誤認の発言が多い)による日米(軍拡)首脳会談で“合意”してしまった“自衛隊と米軍の指揮・統制の向上”、“24年度中の統合作戦司令部創設”等の誤った政策を“是”と考えてしまう、将来の有権者を大量生産しないかだ。

一方、公民以外で注目すべきは、初申請した18年度検定から4回不合格だった48歳・保守系政治評論家・竹田恒泰(つねやす)氏執筆の令和書籍・歴史分野教科書2点だ。同氏は文科省の検定調査審議会の審査終了前、検定申請に関し情報漏洩し前代未聞の“合否決定未了”となったが、同省は「本人に2回事情聴取した結果、審議会の審議等に重大な影響を及ぼしたとは認められない」とし、(革新系の最大野党「共に民主党」が過半数を上回る議席を獲得し圧勝し、他方、尹錫悦(ユン・ソンヨル)大統領の保守系与党には大きな痛手となった、4月10日の韓国国会議員選挙後の)4月19日に合格を決定してしまった。

歴史分野で改憲派教科書が増えた今、公民教科書の“防衛”と称する大軍拡で、政府・保守政党の政策に偏重した記述＝首相官邸・防衛省の広報誌化が、改憲派の2社以外にも目立つ。東書(占有率1位)・教出(2位)に絞り、憲法第9条に適合する記述と憲法第9条に違反する記述とを「2 具体的請願・分析事項」に掲げる。

「2 具体的要望・分析事項」をしっかりと踏まえ、貴教委においては、(1)後日添付メールする月刊『紙の爆弾』2024年6月号の教育ジャーナリスト・永野厚男さん執筆記事(5頁建て)を、堀川拓郎さんと4人の教育委員、長崎将幸さん・前

田健太さんを始めとする指導系が読み込んで頂いた上で、全員「毎回壊れたICレコーダーのようではない、具体的内容に踏み込んだ意見」を述べた上で採択頂きたい。また、(2)「2 請願事項」の内容に沿った意見書を、文科省と都教委に出して頂きたい。そして(3)5月中旬～6月上旬に提出の『25年度使用開始の中学校教科書採択各中学校調査研究報告書』には間に合わないとしても、例年6月上旬～7月中旬に提出の『25年度使用開始の中学校教科書採択 教科委員会委員名簿・調査研究報告書』、例年7月中旬に提出の『25年度使用開始の中学校教科書採択 審議会 委員名簿・答申書』の作成者はもとより全教職員(校長を含む)に対し、本請願の内容を周知して頂くと共に、『報告書』等作成の際、公民分野の一部の社が防衛省の広報誌化し“軍拡肯定”の記述をしている事実を、批判的に明記するようにさせて頂きたい。できれば(副)校長会・教務主任会等でも紹介して下さい。

2 具体的請願・分析事項

2-1 東京都教育委員会が6月11日(火)開催の教科用図書選定審議会(24年度第2回)で決定してしまった、25年度使用開始教科書の『調査研究資料』(以下、『都教委偏向調査研究資料』と略記。本会は6月11日の都教委選定審議会をオンライン取材したが、都教委指導部管理課は委員からすらも『都教委偏向調査研究資料』を回収したので、詳しい内容は現時点では不明)は、(これまで毎年)社会・道徳等の調査項目自体が偏向していると共に、児童生徒に役立たない政治色の濃い調査項目を設定している、有害図書だ。

毎年・毎度お馴染みの、近年の『都教委偏向調査研究資料』の右に偏った調査項目は以下の通りなので、同有害図書は本市の中学校教科書『採択教科委員会・調査研究報告書』『採択 審議会・答申書』作成の参考にしないう、お願いしたい。

↓  
[1]「自由・権利」という言葉を出されれば、大多数の人は主に、日本国憲法の「主権在民」や「思想・良心・信教・表現の自由」「奴隷的拘束・苦役からの自由」など、一人一人の基本的人権(天赋人権説に由来する)の尊重や、生存権(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)等の内容を思い浮かべると思う。

ところが、過去の『都教委偏向調査研究資料』は、各社の社会・公民分野教科書の、「自由・権利」の記述内容の“調査”なるもので、「(超危険な)集団的自衛権、交戦権、衆議院の解散権、中央集権」等の「権」の付く語を全て「自由・権利」に含め、権力者側の権力や権限行使に関する語句まで、全て載せている。

このように『都教委偏向調査研究資料』は、①個人の「自由・権利」に関する語句と、②国家権力・公権力(政権)の権限・“権利”やその行使に関する語句等の両方を、一緒にまとめて掲載した、

以上が請願1頁目

非(反)学問的なものだ。

〔2〕神話上の物体である“神武天皇・天照大神”等を、『都教委偏向調査研究資料』は人物欄に載せる、という第2次世界大戦前への回帰型の非科学的、かつ愚かな行為をしかし続けている。

また、都教委官僚好みの“国旗・国歌”等、政治色の濃い項目を設定し、各社教科書の記述、又は単語等をコピーする無意味な作業に、税金で給与を得ている(ヒマな)都教委指導主事らの勤務時間を、浪費させている。

〔3〕本会は都教委が管理統制強化の意図を持って“副校長”という名称にしてしまったことに反対で、職名を“教頭”に戻し、ロシアのような都教委官僚の押し付けてくる卒業式等の“君が代”等政治色の濃い調査等を全廃する等の真の働き方改革を実行した上で、“教頭も(国家権力の方でなく児童生徒の方を向くよう)週に3～4時間程度授業を持たせるべきだ”と考える。

とはいえ、他市の病気休職者の出た小学校で23年度、副校長が担任を持っていたというのは、気の毒だと思う。よって、〔2〕のような(ヒマな)都教委指導主事に全員を、病気休職者の出た小中高校等の担任や専科教員に回し、(国家権力のためでなく)真に児童生徒のためになる学校作りを進めるよう、提案する。

2-2 本市が東書を採択した場合は、添付メールの月刊『紙の爆弾』24年6月号113頁～114頁の通り、——「自衛隊が憲法第9条に反しないのかという問題」や「集団的自衛権についての、14年の“行使容認”の閣議決定と15年の“安保法制”記述」において、政府見解や自民党や維新等の政策に沿う記述の分量が多過ぎる。——  
ので、例えば水島朝穂・早大教授の著書やブログ『直言』等、政府見解や自民党や維新の政策とは逆の考え方で補強し、実際の授業では扱うようお願いいたします。

2-3 同じく東書を採択した場合は、添付メールの月刊『紙の爆弾』24年6月号113頁の通り、——「沖縄と基地」では、①96年の住民投票で縮小賛成が多数を占めた②辺野古の新基地建設工事に反対する住民も多くいる③人々は現在も米軍の訓練中の事故等の危険の中で生活している、の3点を明記。——  
は良いけれど、95年の沖縄の米軍基地所属の獣(けだもの)のような米兵3名による小6の少女への強姦事件等への言及はないので、「2-2」同様、補強し実際の授業では扱うようお願いいたします。

2-4 同じく東書を採択した場合は、この後、「第5章地球社会と私たち」の「平和な世界に向けて」の「軍縮」の項で「核兵器禁止条約」に触れたものの、次の「世界と協力する日本」の項では、  
——現在の国際社会の中で、日米安全保障条約に基づく日本と米国の同盟は、日米両国だけでなく、アジアを始めとする世界の安定にも影響します。また日本は2021年から、「自由で開かれたインド太平洋」という政策を掲げ、関係国との国際協調の取組みを進めています。——

と、政府の軍拡政策を受け売りしており、反対意見は記述がない。

よって「2-2」「2-3」同様、反対意見を補強し実際の授業では扱うようお願いいたします。

2-5 但しこの後、「経済分野で国際的に活動できる仕組み」の下りでは「東アジアや東南アジアの国々との関係を深める上で、第二次世界大戦で大きな被害とたえがたい苦しみを与えたことを忘れてはなりません」と明記。さらに『「沖縄復帰50年』と、日本と世界の平和」のコラムでは、以下二つの平和教育に役立つ記述をしている。

①糸満市の「平和の礎(いしじ)」の写真とともに、「沖縄は太平洋戦争末期の大規模な地上戦で軍人ばかりでなく多くの民間人が犠牲となった。20万人以上の人々の氏名が、国籍や軍人・民間人の区別なく刻まれている。基地を巡っては騒音や事故等の問題がある」等記述。

②「沖縄はベトナム戦争の際には米軍の重要な攻撃拠点としても使用された」という説明書きで、「沖縄からベトナムに向け飛び立つ米国の爆撃機、69年」の写真に掲載。その横に、「安全保障上重要な位置にある沖縄に基地があることは必要である、と国は説明している。一方、沖縄に基地が集中していることは、日本全体で負担するもの多くを沖縄が担っているとも考えられる。／日本と世界の平和や安全を確保していくのに伴う負担を誰がどのように負うのか、全ての人が納得する合意に至ることは極めて難しいが、共に生きる社会の実現のために、話し合いを続けていく必要がある」と記述。

①は生徒が「沖縄戦で民間人の犠牲者が多い」のは、「日本軍による住民虐殺事件や集団自決強要のため」という史実を知り、近年の陸上自衛隊員による五ノ井里さんへの強制猥褻事件等とも関連付け、「自衛隊は国家体制を守る軍隊であり、一般市民を守らない」と気付くことは可能だ。②も「日米安保条約は米国の起こす戦争に加担する」等、真実を知ることができよう。

よって東書以外を採択した場合は、この東書の記述を実際の授業では(補充教材として)使って頂くようお願いいたします。現行学校教育法では(採択した)教科書使用義務はあるが、「他社版教科書を(補充教材として)使ってはいけない」という規定はないので。

2-6 万一、教出を採択した場合は、添付メールの月刊『紙の爆弾』24年6月号114頁～116頁の通り(紙幅の関係で要点だけ記述するが)、

〔1〕(南スーダンPKOでの、)戦闘下の自衛隊派兵の事実を政府が隠蔽

〔2〕少女強姦事件や政府による(民主的な住民投票で反対が圧倒的に多いのに、)辺野古新基地建設——に触れず「米軍人と住民の交流」の写真掲載

〔3〕軍拡論者好みの“逆向き地図”を使い、「南西諸島等への自衛隊配備の軍拡正当化」に誘導——等、政府の主張や政策(=自民党や維新等の政策)を正当化する記述がかなり多いので、逆の考え方を補強し、実際の授業では扱うようお願いいたします。

以上が請願2頁目(了)



報告事項第9号

令和6年第2回日野市議会定例会の報告

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年7月17日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

## 令和6年 第2回日野市議会定例会の報告

1. 会 期 6月3日(月)～6月19日(水) 17日間

2. 一般質問 質問者 22名(うち教育委員会関係10名)  
質問件数 42件(うち教育委員会関係12件)  
\*教育委員会関係一般質問等要旨 **別表1**のとおり

3. 議 案 市長提出議案 14件(教育委員会に関するもの 3件)

### 《市長提出議案》

(1) 令和6年度日野市一般会計補正予算(第3号)(可決)

	(一般会計)	(うち教育費)
補正総額(歳入歳出)	2,547,335千円	65,992千円
予算総額(歳入歳出)	75,415,602千円	9,545,098千円

※教育費内訳 **別表2**のとおり

(2) 令和6年度日野市一般会計補正予算(第4号)(可決)

	(一般会計)	(うち教育費)
補正総額(歳入歳出)	▲464,606千円	▲464,606千円
予算総額(歳入歳出)	74,950,996千円	9,080,492千円

※教育費内訳 **別表3**のとおり

(3) 日野市教育委員会委員の任命について(同意)

4. 請願 8件(教育委員会に関するもの 1件)

(1) 学校給食の無償化を求める請願(継続)

令和 6 年 第 2 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
岡田 じゅん子 議員	一般質問	<p>【パートナーシップ制度から1年、さらなるジェンダー平等施策の充実で、市民ひとりひとりの認識向上へ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育における包括的性教育に対する認識を問う</li> </ul>	教育部参事（教育指導担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次日野市学校教育基本構想が掲げる理念「すべてのいのちがよるこびあふれる今と未来をつかっていく力」を子供たち自身が育んでいけるよう、教育活動を推進している。子供と大人のありたい姿として、「インクルージョン、自分と他者の多様な幸せを認め合い、みんなが安心して表現し、失敗を恐れず挑戦する姿」を示しており、ジェンダー平等の視点についても含まれている。</li> <li>・具体的には、学習指導要領、令和4年12月改訂の生徒指導提要、平成31年3月に東京都教育委員会が作成した「性教育の手引」に基づき、生命尊重の観点を大切にし、命の尊さや大切さを学ぶ教育や性教育を、各教科等横断的な視点で推進している。</li> <li>・障害福祉課と連携して行っているハートフルプロジェクトでは、パートナー校に選定された学校の中に、LGBTQの当事者の方から講話をいただく出前授業を実施した学校があり、児童が多様な価値観を育む上で重要な機会になった。</li> <li>・教員に対して、性の多様性に関する研修会を実施したり、校長会や生活指導主任研修会では、各学校が「生命（いのち）の安全教育」を確実に実施するよう、指導・助言をしたりしている。人権教育推進委員会では、平和と人権課と連携し、令和5年に「多様性についての考え方」に関する専門家を招聘し、講義を実施した。</li> <li>・命の尊さや大切さを学ぶ教育や性教育を推進する上で、今後も保護者や地域との連携を行っていくことが大切であると考えている。児童・生徒一人一人が、命の尊さや大切さを理解し、今後の生活において直面する性に関する諸課題において、適切な意思決定や行動選択ができるよう、工夫を凝らしながら家庭・地域とその取組を共有し、共に推進するよう、働きかけていく。</li> </ul>
ちかざわ 美樹 議員	一般質問	<p>【第四幼稚園閉園に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修正素案から、第二、第七幼稚園の表記が削除された。教育委員会が独断で2園を継続しないことを決定出来る立場ではない。</li> <li>・保護者意見と支援策はかみ合っていない。保護者の意見を受け止め、誰一人取り残してはならない。</li> </ul>	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3.11月の答申時よりも、さらに幼児人口の減少が進んでおり、他の2園についても、日野市の公立幼稚園の体制をどうしていくのか、という部分については、改めて検討する必要があるため、基本方針の記述を改めさせていただいた。</li> <li>・これまでの保護者の方との対話や、先日の基本方針等に対する保護者説明会や、市民説明会、パブリックコメントにおいて、様々な意見をいただいていることから、全ての方からのご理解・合意を得ることは難しいものと認識している。</li> </ul>

令和 6 年 第 2 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
有賀 精一 議員	一般質問	不登校児童生徒の健康診断について問う	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の定期健康診断は、内科、眼科、耳鼻科、歯科などの検診を学校医により行っている。その他、腎臓健診、心臓検診等を委託業者により実施している。</li> <li>・不登校児童・生徒の健康診断についての現状は、日野市では不登校児童・生徒に関わらず、定期健康診断を欠席した方には、在籍している学校医の医療機関で受診するよう、また、やむを得ない場合は、他の学校医でも受診できる旨のお知らせを配布している。費用は、無料で受診することができる。</li> <li>・受診後には、学校医に記入してもらった健康診断の結果を学校に提出してもらっている。</li> <li>・欠席者検診を無料で受診できるようになった経緯や時期については、正確な記録はないが、少なくとも20年以上前から認識している。</li> <li>・委託業者により実施している検診については、小・中学校で実施する検診日とは別に、生活・保健センター等を会場とした欠席者検診日を設けている。また、心臓検診については、欠席者検診を欠席した場合でも、指定の期間内であれば受託先の医療機関で無料で受診できる。</li> <li>・欠席者検診の受診状況については、令和5年度の内科検診では、不登校児童・生徒のうち欠席者検診を受診した児童・生徒が79名、受診しなかった児童・生徒が161名でした。</li> <li>・不登校児童・生徒に対する検診の配慮については、欠席者検診のお知らせを渡すだけでなく、電話や面談等で検診の必要性を説明し受診を促したり、児童・生徒が登校できる場合は、他の児童・生徒と時間をずらして受診ができるようにしたりしている。</li> <li>・また、学校検診は受けられないが、主治医のもとで健康管理ができている児童・生徒は、保護者に経過を聞くなど、柔軟な対応をしている。</li> <li>・市教育委員会といたしましては、不登校児童・生徒本人の気持ちに寄り添った対応を大切にしていきたいと考えている。</li> </ul>
有賀 精一 議員	一般質問	<p>【不登校に関して市の取組を問う】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校増加の時期の傾向について</li> </ul>	教育部参事 (教育指導担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小・中学校において、30日以上欠席している児童・生徒は、夏季長期休業日明けの9月から10月にかけてと冬季休業明けの1月から2月にかけて増加する傾向が見られた。長期休業日明けであると同時に、多くの学校で運動会や合唱祭等があり、これらの行事が増加の要因の可能性があると認識している。</li> </ul>
有賀 精一 議員	一般質問	<p>【不登校問題に関して市の取り組みを問う】</p> <p>フリースクールへ通う児童・生徒への支援</p>	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に日野市立教育センターは、フリースクール等の情報を掲載したパンフレットを作成し、日野市立学校に在籍する児童・生徒の保護者に配信した。</li> <li>・各学校では、フリースクール等に通う児童・生徒の学習状況等を把握するため、フリースクール等と連携を図っている。</li> <li>・教育支援コーディネーターがフリースクール等の情報を把握し、不登校児童・生徒が在籍する学校との連携を支援する。</li> <li>・東京都は、フリースクール等に通う不登校状態の児童・生徒に対する利用料の助成事業を実施予定。対象児童・生徒の保護者に周知する。</li> </ul>

令和 6 年 第 2 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
白井 なおこ 議員	一般質問	<p>【第四幼稚園閉園に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立幼稚園が10年前に取りまとめた、これまで培ってきたことや今後の役割について、教育委員会は受け止めず周知もしてこなかった。</li> <li>公共施設の統廃合の際など、市民との合意形成については、根本的に見直すべき。</li> </ul>	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年に、「市立幼稚園の今後のあり方について」の報告の中で、市立幼稚園は日野市全体の幼児教育の充実・発展を目指すため、公立幼稚園がこれまで培ってきた幼児教育について重要な課題となる3つの柱「生きる力の基礎を培う幼児教育」、「幼保小連携教育」、「特別支援教育」を中心に、市全体の幼児教育の充実を図りながら市内幼児教育機関が連携して発展するための「縁の下の力持ち」としての活動を位置づけている。</li> <li>適正規模・適正配置の検討の進め方等については、今後、手法を検討する余地があるものと受け止めている。</li> </ul>
白井 なおこ 議員	一般質問	<p>【共生社会の担い手としての幼児を育む環境整備を】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼保小連携の推進には小学校側の理解も重要だ</li> </ul>	教育部参事 (教育指導担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前施設での教育・保育は、学校教育の始まり、学校に通うための準備期間のみではなく、幼児期にふさわしい生活を通して、のびのびと成長できることが大切であると考えている。就学前施設と小学校とが「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、連携を充実させる機会として、幼保小連携教育推進委員会を、年間を通して実施している。</li> <li>幼保小連携教育推進委員会は、講師による講演会、小学校の授業や就学前施設での保育の参観を相互に実施し、協議や情報交換等を行っている。市立幼稚園・保育園・小学校だけでなく、市内私立保育園・幼稚園にも広く呼び掛けて、参加いただいている。</li> <li>保護者から「小学校に上がる前に、『できるようになっていなければならないこと』は何ですか。」と質問を受けることがあり、協議会でも、度々話題になっている。「幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う」という観点から、「就学前施設において、幼児期にふさわしい生活をのびのびと送ってほしい。」などの回答がふさわしいものであると共有している。</li> </ul>
奥野 りん子 議員	一般質問	<p>【学校図書館司書が力を発揮できる体制を】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄対象の本を抜き出した後、廃棄対象の本を置いておくバックヤードがないことから、古い本が本棚にならんだり、縦に並べた本の上に横積みにならしたりしている。</li> <li>「学校図書館を設置する際には、必ずバックヤードを設置しなければならない」ということをルール化するように求める。</li> </ul>	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在「新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画」の策定作業を進めており、今後の学校施設に備えるべき機能について、共通の方針を定める予定となっている。</li> <li>現在公開している策定中の計画の中間報告において、図書館の機能構成案としてバックヤード的機能となる準備スペース等も記載している。</li> </ul>

令和 6 年 第 2 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
奥野 りん子 議員	一般質問	<p>【学校図書館司書が力を発揮できる体制を】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校図書館司書と司書教諭を対象とした研修会での意見について</li> <li>学校図書館運営の共通ルール化について</li> </ul>	教育部参事（教育指導担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>本研修会は、学校図書館の活用の現状について理解を深め、学校図書館を充実させることを目的に実施した。協議の場面では、学校図書館司書と教員との間で授業や図書館運営について相談する時間の確保や学校図書館司書と市政協力員の連携などが挙げられた。相談時間については、連携シートの活用を進めている。学校図書館司書と市政協力員の連携については、探究学習アドバイザーが学校訪問し、学校管理職を通じて連携を図れるよう助言を行っている。また、各校の学校図書館司書及び司書教諭のネットワークグループを構築し、相談や意見交換できるようにするなど支援体制を整えている。今後の対応が必要となる意見として、学校図書館運営を充実させる用具の整備、蔵書の状況に応じた必要な図書購入などが挙げられた。</li> <li>今年度から学校図書館司書を全校に配置したことにより、学習センター・情報センター・読書センターの機能をもった学校図書館へと充実させる共通の土台ができた。先日、実施した研修会の協議の場でも出された意見や探究学習アドバイザーによる学校訪問での聞き取りなどを通して、市政協力員の役割等、全校で共有すべきルール等については、今後、明確にして、各学校に周知していく。</li> </ul>
奥野 りん子 議員	一般質問	<p>不登校への支援とエールの体制強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>不登校支援に関して校長会からの要望</li> <li>「不登校支援」に関するエールの体制</li> <li>相談体制の強化（ワーカーの増員、相談室の拡充）</li> </ol>	教育部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>登校支援に関わる要望としては、スクールソーシャルワーカーの増員と学校配置日の拡大、その他、学級支援員の増員、学力向上支援員の拡充等。</li> <li>エールにおける不登校支援はSSWと心理相談。SSWは7人で1人あたり約30人対応、心理士は10人体制</li> <li>SSWは配置目標まであと1人。心理士の増員は、関係部署と協議し、相談場所は、エール以外の機関での出張相談の検討を開始している。</li> </ol>
窪田 知子 議員	一般質問	<p>【学校給食費等の公会計化】</p> <p>学校徴収金の徴収管理について、システムを導入し、公会計化すべき。</p>	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計化ですが、日野市教育委員会では、給食に関わる検討事項の一つと捉えています。実現に向けた検討や取り組みには至っていない状況です。公会計化が実現した場合のメリットは、教職員の業務負担の軽減以外にも、給食費の徴収、管理における公平性、透明性のより一層の向上、給食費の納付方法が多様化することによる保護者の利便性の向上などの効果が見込まれます。</li> <li>公会計化に向けた主な課題としましては、条例・規則の整備をはじめ、新システムの構築、学校・関係部局等との協議、保護者への制度周知などが想定され、その他、職員の確保、管理システムの導入費用などがあります。</li> <li>また、教材費等の取り扱いについても、教育委員会全体の公会計化を検討するうえで、整理すべき課題と考えます。</li> <li>導入に当たっての課題はありますが、教職員の業務負担の軽減を図るため、公会計化の手法だけではなく、徴収の事務が効率化される徴収システムサービスの利用等、他市事例等も参考にしながら研究していきます。</li> </ul>

令和 6 年 第 2 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
窪田 知子 議員	一般質問	<p>【教員のウェルビーイングを高める働き方改革を】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤務実態の現状について</li> <li>小中学校における働き方改革推進プランの進捗状況</li> </ul>	教育部参事（教育指導担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度から令和5年度までの教職員の時間外勤務時間、また時間外勤務をした教職員の延べ人数については、小学校・中学校ともに減少をしている。令和5年度において、月80時間以上の教員がいることから、日野市立小・中学校における働き方改革推進プランで掲げた目標に向け、引き続き、時間外勤務時間の縮減に努めてまいりたい。</li> <li>在校時間の適切な把握と意識改革の推進においては、時間外勤務の削減が表れており、各校に浸透してきたと感じている。出退勤システムを導入したことにより、時間外勤務時間が可視化されることで、一人一人の教員のタイムマネジメント意識を醸成することができたことが大きいと判断している。帰しやすい体制を整えるために定時退庁日の設定や一人一人の都合に合わせたマイ定時退庁日の設定をするなど、各学校の状況に応じた取組も効果が上がっていると認識している。</li> <li>学校を支える人員体制の確保に関わる部分については、スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、部活動指導員の配置等、人的な面からも支えるよう教職員をサポートしている。令和6年度と令和5年度当初予算比で、4,000万円程増額となっている。東京都の働き方改革の推進に向けた実行プログラムに沿いながら、「エデュケーション・アシスタント」の活用を考えており、一般会計補正予算（第3号）で審議いただく予定である。</li> </ul>
窪田 知子 議員	一般質問	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識改革・風土改革について</li> <li>第4次日野市学校教育基本構想から</li> </ul>	教育部参事（教育指導担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都教育委員会からの「学校における働き方改革へのご理解及びご協力のお願い」は、同日で児童・生徒の保護者に対し、学校情報発信システムにより、教育委員会事務局から直接、保護者に通知している。本通知の発信について、学校からは「保護者へ一定の理解を得られる契機になった」と歓迎をいただく声が寄せられている。また、従来から実施している、各学校から保護者や地域の方々へのご協力は、引き続きお願いをしている。今後も学校の働き方改革について、保護者や地域の方の理解がすすむよう、周知を進めていく。</li> <li>学校行事の見直しについては、学校行事において、児童・生徒にどのような力を身に付けさせたいかを明確にした上で、意義あるものかどうかを検討し、各学校で精選を行っている。学校行事に限らず、教員業務の見直しと業務改善の推進について「学校における働き方改革推進協議会」や校長会や副校長会などの機会を通じて、各校からの具体的な改善策を共有している。</li> <li>第4次日野市学校教育基本構想は、子供たちを真ん中にしてみんなが当事者として力を出し合い、具体的な取組については、各当事者がプロジェクトを推進していくことで子供と大人の10プラスの姿を実現していくことを特徴としている。策定の過程において、教職員のワークショップでは、働き方改革の推進に関わる意見が多数寄せられた。学校の働き方改革を推進するにあたり、行政、教職員、保護者・地域の方など様々な方向からの取組が必要であると認識している。行政で取り組むべきことについては、教育DXプロジェクトや学校を支えるプロジェクトとして、施策に反映していく。令和6年度の重点施策として、新規事業としてスクールロイヤーの配置、拡充事業として副校長補佐・スクール・サポート・スタッフ・部活動指導員等の配置、学級支援員・介助員の配置を位置付けている。教育DXプロジェクトとして校務支援システムのクラウド化をはじめとした校務のDXを位置付けている。</li> <li>日野市学校における働き方改革推進協議会は、「日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン」の進捗状況の検証、見直しに関する事項について、年1回協議を行っている。協議会の中では、プランに位置付けられていることが実現できていること、既に取組が終了していることなども出てきているため、見直しの検討が必要との意見もあった。学校の働き方改革を更に推進するためのプランの見直しについては、今後の検討事項として認識している。</li> </ul>

令和 6 年 第 2 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
谷 和彦 議員	一般質問	【日野市の課題解決に向けて】 ・小学生の登校時間について	教育部参事 (教育指導担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小学校では、登校時刻が午前8時10分からの学校と午前8時15分からの学校がある。登校時刻が午前8時からの学校もあったが、勤務時間外に見守っていたという実態だった。学校の働き方改革により、教員の勤務時間に合わせ、現在の登校時刻を設定していると認識している。</li> <li>・共働きにより、児童が午前8時前後で登校しなければならないという家庭の声があること、登校時刻より早く学校に到着した児童が登校時刻まで校庭で待っている実態があることも認識している。児童の安全と教員の働き方を考慮し、どのような見守り体制を構築できるか、関係部署と協議をしていく。</li> </ul>
古賀 壮志 議員	一般質問	【東京多摩国体、東京オリンピック・パラリンピックの遺産について】 ・児童・生徒の健全な心身の発達と運動習慣の関わりの認識について ・空手道体験教室について	教育部参事 (教育指導担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指すと示されており、児童・生徒の健全な心身の発達と運動習慣には関わりがあると認識している。市立小・中学校では、学習指導要領に基づき体育・健康に関する指導を行っている。体育の授業に限らず、休み時間や部活動など学校生活全体において運動に親しむ機会をつくっている。</li> <li>・東京大会開催の際には、オリンピック・パラリンピック教育を推進してきた。東京大会はコロナ禍において開催されたが、児童・生徒は、競技をテレビ観戦するなどの機会を通して、スポーツに取り組むことの素晴らしさを実感する機会となったと認識している。</li> <li>・空手道体験教室は、令和4、5年度に、日野市空手道連盟の指導者により、市立小学校全校で実施している。児童は、空手のルーツが沖縄にあるなどの歴史をはじめ、空手の特性、空手と日野市のつながりを学んだり、礼法や立ち方、突き・受け方の基本の動きを実践したりして、空手道に親しんだ。令和6年度も全校で実施に向け調整を図っている。</li> </ul>

令和 6 年 第 2 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
古賀 壮志 議員	一般質問	<p>・教育委員会の取組について（中学校武道、オリパラレガシー、ひのスポ！の現状、合同スポーツチーム）</p>	<p>教育部参事 （教育指導担当）</p>	<p>・中学校の武道の授業では、学習指導要領に基づき、武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方を身に付けることができるよう指導している。市立中学校では、柔道を8校で、剣道を2校で、指導する予定である。</p> <p>・市立小・中学校では、オリンピック・パラリンピック教育で実施してきた活動を「学校2020レガシー」として設定し、教育課程に位置付け、共生社会の実現に向けた取組を行っている。令和5年度、日野第二中学校では、特色ある学校づくり推進事業を活用し、講演や実技指導等から、スポーツを通して心身を向上させ、文化等の差異を超え、友情、連帯感、フェアプレイの精神を理解し、平和な社会に貢献する生徒を育成することを目的に年間を通して10回の授業を実施した。その他の学校でも、オリンピック・パラリンピアンを講師に迎えての指導、車いす・ブラインドウォーク体験などを行っており、令和6年度も各学校の特色を生かした取組を行う予定である。</p> <p>・現在、土・日曜日に、地域クラブ活動ひのスポ！ひのカル！を展開している。令和5年度は、市内中学校全8校を会場として、バスケットボールやバレーボール、陸上競技やソフトテニス、けん玉など様々なプログラムを実施し、延べ400人を超える子供たちが、文化・スポーツ活動を楽しんだ。ひのスポ！ひのカル！の実施目的は、学校部活動とは異なる新しい選択の場を提供することにより、子供たちの文化・スポーツ体験の機会を保障することにある。今年度も実施に向けて準備をしている。また、今年度から、給付型奨学金事業を開始し、就学援助を受けている世帯のひのスポ！ひのカル！への参加の負担軽減を図ることとしている。</p> <p>・近年、中学校生徒数の減少する中、複数の学校が一時的に一緒に練習したり、大会に出場したりする合同チームが結成されている。市立中学校では、サッカー部や野球部において、市立中学校同士で合同チームを組んだり、他地区の中学校と3校合同のチームを組んだりして、練習や大会に参加している実態がある。校長会等とも連携しながら、社会的な状況を踏まえた部活動の在り方について検討していく。</p>

令和 6 年 第 2 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
わたなべ 三枝 委員	民生文教委員会	<p>【個の状況にあわせた不登校支援事業経費について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジクラスに通う生徒の状況について</li> <li>・チャレンジクラスの受け入れ数について</li> </ul>	教育指導課 主幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年4月から開校し、5月連休過ぎからは生徒数13名で実施している。</li> <li>・学校生活での変化点については、時間は掛かるものと認識している。クラスに通えること、給食を学校でいただく等学校生活に慣れる等は挙げられる。</li> <li>・教員による個別の支援計画が立てられ、手厚い指導が受けられることが前提になる。その上で、クラスの環境等を踏まえ、凡そ1学年10名程度になるではないかと考える。</li> <li>・クラスの環境整備、受け入れの運用等今後も検討していく。</li> </ul>
白井なおこ 委員	民生文教委員会	<p>【エデュケーション・アシスタント派遣業務委託料について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存支援員等の配置とエデュケーション・アシスタント派遣の業務の棲み分けについて</li> <li>・派遣にした理由、また導入にあたっての研修などについて</li> <li>・既存支援員等の公募状況が、市民に伝わりやすく工夫が必要</li> </ul>	教育指導課 主幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存支援における、学力向上支援者並びにスクール・サポート・スタッフの2つが挙げられる。</li> <li>・学力向上支援者の役割は、授業に入り、授業中に担任や教員の補助を目的に配置している。</li> <li>また、人員に関しては小中合わせて140名の方方で支援されている人員数の数も特徴になる。</li> <li>・スクール・サポート・スタッフは、学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助、採点業務の補助等、主に職員室の活動を目的に配置している。</li> <li>・既存支援は、小中に幅広く支援として当たっている。</li> <li>・一方、エデュケーション・アシスタントは小学校1から3年生の中で1学年が指定され、その学年に重点的に支援する特徴がある。</li> <li>・実績などを踏まえ、今後棲み分け等を含め検討していく。</li> <li>・東京都補助を利用し活用していく中、東京都の要綱が変更になり、派遣の枠が追加されたので、そこに申請をしていくものになる。</li> <li>・派遣にすることで、既存支援と雇用関係に大きく差がでるので、先の既存支援との棲み分けしやすくなる点が挙げられる。</li> <li>・導入にあたっての研修については、今後の仕様の中に盛り込んでいく。</li> <li>・意見としていただいた公募の周知に関しては、関係部署に繋いでいく。</li> </ul>
森沢 美和子 副委員長	民生文教委員会	<p>【エデュケーション・アシスタント派遣業務委託料について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の働き方改革残業時間縮減に繋がる施策と考える。導入することで縮減はどうか問う。</li> <li>・エデュケーション・アシスタントの雇用関係等について</li> <li>・エデュケーション・アシスタント制度は、教職員の残業時間、教職員の負担を削減するためのものなのか</li> </ul>	教育指導課 主幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都では、昨年度までに都内で導入したエデュケーション・アシスタント事業において、在校時間の縮減時間が月で7時間12分縮減されると報告資料で纏めている。</li> <li>・エデュケーション・アシスタントの雇用は、週4日間勤務、1日7時間45分が基本になる。</li> </ul>

令和 6 年 第 2 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
森沢 美和子 副委員長	民生文教委員会	【エデュケーション・アシスタント派遣業務委託料について】 ・エデュケーション・アシスタント制度は、教職員の残業時間、教職員の負担を削減するためのものなのか	教育部参事 (教育指導担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都の働き方改革の推進に向けた実行プログラムの中に、エデュケーション・アシスタントは事業として位置づけられている。</li> <li>・教員の業務負担の軽減を図り、時間外在校時間等の縮減等効果的なものとし、副校長補佐、スクール・サポート・スタッフとともに、このエデュケーション・アシスタントの活用を含め、合わせた上で教員の負担軽減をさらに推進していく要素がある。</li> <li>・日野市も東京都の働き方改革推進プランに基づきながら進めていきたいと考える。</li> </ul>
池田 としえ 委員	民生文教委員会	【個の状況にあわせた不登校支援事業経費について】 ・不登校児童生徒数の現状について ・事業経費の内容について	教育指導課 主幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度の不登校児童生徒数は毎年数値があがっている。</li> <li>・事業経費は、生徒の居場所として安心できるような空間を作るための経費として活用する。</li> </ul>
池田 としえ 委員	民生文教委員会	【増え続ける不登校児童生徒への対策について】 ・各年度に照らしても不登校児童生徒数は増え続けている。不登校対策として、本補正予算経費だけでなく、予算も含めこれ以外に対策を打たないといけないのではないか。担当課の考えを問う。	教育部参事 (教育指導担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定値ではあるが、中学校の不登校児童生徒数は、令和3年度、4年度より、令和5年度の方が鈍化している。</li> <li>・増加数が鈍化した背景には、各学校による未然防止策、また以前から実施をしている校内の登校支援教室の効果が徐々に表れてきていると考える。</li> <li>・今年度の当初予算では、不登校対策経費が認められており、教室に入れなくても学校での居場所づくりの環境整備に努めていく。また、教育センターに教育支援コーディネーターを配置し、一人一人の状況を把握し、支援につなげる取組をすすめている。</li> </ul>

令和 6 年 第 2 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
新井 ともはる 議員	本会議 (一般会計 補正予算)	<p>【豊田小学校校舎大規模改造工事入札不調】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札不調に伴い工期が後ろに延びることによる教育活動への影響は。</li> <li>・校庭の利用制限の代替地として公園を利用していることにつき、学校や保護者と情報共有がされているか。</li> <li>・工期が変更になることによる周辺環境への影響は。</li> <li>・将来的に学級数が増える見込みと思うが、対応可能な教室数が確保されているか。</li> <li>・入札不調による影響で一番考慮が必要なのは教育現場への影響であるので、学校任せにせず寄り添った対応してほしい。</li> </ul> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園を利用した体育の授業では、近くに保健室やAEDがない環境である。安全に十分配慮してほしい。また多くの方が利用する公園でもあるので、隣接する地区センターにAEDの設置を検討してほしい。(意見)</li> </ul>	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の内容自体に変更はないが、工期が延びると仮校舎設置による校庭の利用制限が延びてしまう。このことについては学校の要望を聞きながら、教育活動にできるだけ影響が及ばないように、体育の授業での公園の利用など調整をした。</li> <li>・公園の利用については、学校から保護者に情報共有されている。</li> <li>・工期が変更になることで作業の時期が当初の予定から変更となるが、騒音や振動等の対策や安全管理については十分に配慮して進める。</li> <li>・今後学級数が増加した場合でも必要な教室数は確保できると見込んでいる。</li> </ul>

令和 6 年 第 2 回 市議会定例会における指摘事項等（生涯学習関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
森沢 美和子 議員	一般質問	<p>【多様なニーズを受け入れられる地域へ・大人と子どもの分かち愛の社会を～スポーツ環境・強度行動障害の理解～】</p> <p>・豊田小改修工事のため、校庭を利用していたサッカーチームは練習場所に苦労している。これまでどのような要望や、やり取りがあったのか。</p>	教育部参事 (生涯学習担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の小・中学校の校庭については、「日野市立学校体育施設の開放に関する規則」等に基づき、学校開放という形で、学校教育に支障のない範囲で市民利用。</li> <li>・うち、小学校については、各校の学校教員、利用団体の代表者、スポーツ推進委員などにより構成される自主管理運営委員会が、利用調整等の管理。</li> <li>・学校行事や工事等の影響で、学校体育施設が利用不能となる場合は、予め自主管理運営委員会へそのことを伝えており、今回の豊田小の工事についても、事前に情報提供実施。</li> <li>・豊田小の自主管理運営委員会からは、このことについて特段の要望や相談等はなく、利用団体にて市内の別施設を確保したという。</li> </ul>
峯岸 弘行 議員	一般質問	<p>【アクセシブルライブラリーについて】</p> <p>・7月開始の電子図書館サービスにおいて、視覚障害者の利用にどのような準備がされているか。また、どのように今後充実させていくか。</p>	教育部参事 (生涯学習担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日野市立図書館では本年7月2日より「ひの電子図書館」を新しいサービスとして開始する。</li> <li>・これまでの地理的要因、時間的要因のため利用が難しかった方も、電子書籍によって読書が可能になる。また、従来の貸し出しサービスとは別に利用できることから、いま図書館を使っている方は、実質貸出可能数が増え、利用する手段も増えることとなる。</li> <li>・本サービスでは、視覚障害のある方も利用できるよう、音声読み上げ機能に対応しているコンテンツも数多くそろえている。ウェブアクセシビリティにも準拠した作りとなっており、読み上げに対応しているコンテンツについては、文字の大きさ変更・文字色反転・音声読み上げが可能であり、さらに電子図書館のホームページではマウス操作が不要なテキスト版のサイトを利用いただける。</li> <li>・これらは、すべての人が読書による文字の活字文化の恩恵を受けられるようにすることを目的とした読書バリアフリー法の主旨を実現するものでもある。</li> <li>・電子図書館サービスのスタート時には、視覚障害のある方にも十分ご利用いただけるよう、すでに導入している自治体の動向なども踏まえて、選書し、コンテンツの準備を進めていく中で、障害のある方の意見等も丁寧に伺いながら、コンテンツを拡充させるなど、サービスの充実に向けていく。</li> </ul>

別表 2

教育費（歳出）

単位：千円

	補正前の額	補正額	合計	主な内容
教育総務費	3,132,222	58,954	3,191,176	
教育指導費	521,309	58,954	580,263	学校における働き方改革推進事業経費（教育指導課） 委託料 エデュケーション・アシスタント派遣業務委託料 44,637 地域クラブ活動体制整備事業経費（教育指導課） 委託料 地域クラブ活動推進事業業務委託料 7,385 ほか
小学校費	3,105,512	0	3,105,512	補正無し
中学校費	947,685	6,346	954,031	
学校建設費	12,752	6,346	19,098	施設整備管理経費（庶務課） 需用費 施設修繕料（チャレンジクラス事業分） 6,346
幼稚園費	928,724	0	928,724	補正無し
社会教育費	1,000,603	0	1,000,603	補正無し
体育費	364,360	692	365,052	
体育館費	145,570	692	146,262	※文化スポーツ課
教育費計	9,479,106	65,992	9,545,098	

別表3

教育費（歳出）

単位：千円

	補正前の額	補正額	合計	主な内容
教育総務費	3,191,176	0	3,191,176	補正無し
小学校費	3,105,512	▲ 464,606	2,640,906	
学校建設費	1,315,718	▲ 464,606	851,112	施設整備管理経費（庶務課） （3）豊田小学校大規模改造経費 工事請負費 校舎大規模改造工事 ▲464,606
中学校費	954,031	0	954,031	補正無し
幼稚園費	928,724	0	928,724	補正無し
社会教育費	1,000,603	0	1,000,603	補正無し
体育費	365,052	0	365,052	補正無し
教育費計	9,545,098	▲ 464,606	9,080,492	



報告事項第10号

要綱の制定及び改廃の報告（令和6年4月～令和6年6月）

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年7月17日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

要綱制定改廃一覧  
(令和6年4月1日～令和6年6月30日制定・改廃分)

NO	要綱の名称	適用日	制定・改廃の理由 ※議案に記載するため、詳細に記載をお願いします
1	日野市学校給食（食材）費補助金交付要綱	令和6年4月1日	昨今の物価高騰の状況等を踏まえ、令和6年度から給食費を改定しましたが、急激な家計負担が増えることがないように、改定による差額を市が負担するため、要綱の一部を改正しました。
2	日野市チャレンジクラス入退級審査会設置要綱	①令和6年3月4日 制定 ②令和6年4月1日 改正適用	①不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援をする校内別室学級「チャレンジクラス」の入級審査を行う『日野市チャレンジクラス入退級審査会』の設置について必要な事項を定めるもの。 ②チャレンジクラスの設置根拠である東京都要綱「教員を配置する校内別室学級設置要綱」が令和6年3月13日に「チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置要綱」が名称変更され、また、審査会を組織する委員に「教育支援コーディネーター」を追加する。
3	日野市立学校教科用図書採択要綱	令和6年4月1日	令和6年度に新たに採択を行う必要があるため、採択に係る事務手続き等について、要綱を制定する
4	学校と家庭の連携推進事業実施要綱	令和6年4月1日	令和3年度から都費を活用して実施している学校と家庭の連携推進事業の実施にあたり、家庭と子供の支援員に係る時給単価を変更する一部改正を行う。 支援員謝礼単価「1,050円」→「1,130円」
5	日野市立小・中学校移動教室、修学旅行及び修学旅行代替行事における児童・生徒旅費等補助金交付要綱	令和6年4月1日	日野市立小・中学校移動教室、修学旅行及び代替行事における児童・生徒旅費等に対する補助金を交付している。八ヶ岳移動教室の児童参加費補助金を変更する一部改正を行う。 補助額 250円 →0円

要綱制定改廃一覧  
(令和6年4月1日～令和6年6月30日制定・改廃分)

6	日野市スクールロイヤーの配置等に関する事業実施要綱	令和6年5月1日	学校教育に係る諸問題について円滑かつ迅速な解決を図るため、法務相談及び研修等の講師を行う弁護士（スクールロイヤー）を配置する。本事業を行うために必要な事項を定めるため、新たに要綱を制定する。
7	日野市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱	令和6年4月1日	(1) 地域コーディネーター等の謝金単価を内規⇒要綱別表として規定 (2) 謝金単価の見直し 地域コーディネーター 1,400円/h⇒1,450円/h 学習支援員 1,000円/h⇒1,100円/h 協働活動サポーター 860円/h⇒1,000円/h
8	日野市家庭教育支援事業実施要綱の一部を改正する要綱	令和6年4月1日	令和6年4月1日より、家庭教育学級事業を生涯学習課から中央公民館へ事業移管したことに伴い、運営委員会の事務局（第3条第4項）を生涯学習課から中央公民館に改めるもの



報告事項第11号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年7月17日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	6月7日	6月18日	2023 年度末時点で以下日野市教育委員会の文書を公開請求 ①ハローワークに提出した大量離職通知書 ②雇用形態別の職員と離職者の男女別人数 ③会計年度任用職員の公募/採用状況 ④離職者への再就職支援措置など	不存在
2	6月12日	7月10日	1.2023 年 12 月 15 日～2024 年 3 月 31 日までの日野市立小中学校の道徳授業地区公開講座の指導案のうち、詳細な細案（ない場合は保護者等に渡す略案）及びワークシート、同日に体育館や視聴覚室等で行う「研究協議会」の保護者向け案内やレジュメ・スライド等（テーマと講師の名前がわかるもの）  2.2024 年 1 月 12 日～2024 年 3 月 31 日までの道徳小中学校指導要領の内容項目のうち、「国を愛する心情・伝統文化」「郷土愛」「公共の精神」「権利・義務、遵法精神」を扱った授業の指導案（詳細な細案）とワークシート ただし、「1.」と重複する日に授業を行ったもので該当するものは請求対象外	全部公開及び 不存在